

暮らしの情報シリーズ



高齢者をねらう悪質商法にご用心

高齢者をターゲットにした訪問販売等の被害や苦情が全国の消費生活センターに数多く寄せられています。

高齢者は3つの大きな不安「お金」「健康」「孤独」を持っていると言われていています。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産をねらっています。また、高齢者は自宅にいたことが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害が多くなっています。

トラブルにあわないためには、きっぱりと断ることが重要です。

高齢者の方がよく被害にあわれる販売方法

1 家庭訪問販売

特徴 販売業者が自宅を訪問し、商品やサービスを販売する方法。強引な勧誘や長時間に及ぶ勧誘など、問題も多くなっています。

事例 「ガスを使用するより安くなる」とオール電化の説明をされ話を聞き始めた。「明日までに契約す

れば特別に安くできると契約を急がされ、契約してしまった。後で調べたら、相場よりも高い金額で契約してしまっていた。

2 電話勧誘販売

特徴 業者が消費者に電話をかけ、または電話をかけさせ、その電話による勧誘で、郵便などで契約をさせる方法。不意打ち性が高く、交渉過程が書面に残らないため、強引な勧誘や明らかなウソの説明が目立ちます。

事例 「掛け軸の購入者として県内で5名に選ばれました」と電話があり、断ってもしつこく電話や封書が送られてきた。「契約書を書くまでは電話を切らない」と言われ、仕方なく書いてしまった。

恐怖を感じるような悪質な販売方法の場合でも安易に契約せず、最寄りの警察署(東近江警察署 ☎0110)へ連絡しましょう。

また、訪問販売や電話勧誘販売は契約してしまっても8日以内であれば、クーリングオフが可能です。

3 次々販売

特徴 1人の消費者に次から次へと契約させる方法。同じ商品を何度も購入させるケースや、複数の業者が異なる商品を次々に契約させるケースなどがあります。

事例 認知症の父が、約3年間に訪問販売で布団などを次々に買わされた。業者が次々変わり、「訪問しないで」と言ったが、何度も訪ねてきたという。また、この業者以外にもたくさん契約があった。

家に未使用のふとんや健康食品などが多量にあった場合などは、本人に経緯などを確認する必要がある。

内容によっては、契約が一部取り消せることもありますので、早めに消費生活相談窓口へご相談ください。

- 誘い文句にのせられないようにしましょう
- 不審な人には注意しましょう
- 断り上手になりましょう
- まず家族や消費生活センターへ相談しましょう
- もしもに備えて成年後見制度を利用しましょう

いりません！



消費生活メモ

「相場間近で必ずもうかる」と勧誘された未公開株等のトラブル

事例 「値上がりするのは確実」「元本保証で安全」「高配当が得られる」「必ずもうかる」など、お金がもうかることを強調し、投資や出資等を勧誘され、応じてしまった。

注意点 「あなただけがもうかる」ようなうまい話はないので、きっぱり断りましょう。過去の株式等の「被害回復」をうたって消費者をだますケースがあるので、過去に購入されたことのある方は特に注意してください。

◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当
☎06578 有線☎7784
滋賀県消費生活センター
☎0749-2310999